

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条の規定に基づく建築協定書が申請されたので、同法第71条の規定により公告するとともに建築協定書を縦覧に供する。

なお、建築協定書に対する異議申し出書の提出は縦覧終了後、1週間以内までとする。

令和8年 4月14日

春日部市長 岩谷 一弘

建築協定の名称	代 表 者	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
春日部市「ふじの街」 地区建築協定	川村 忠一	春日部市 都市整備部 建 築 課	令和8年4月15日から令和8 年5月19日までの土曜・日 曜・祝日を除く21日間 縦覧時間は午前8時30分 から午後5時15分まで